

つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の級別標準職務を定める規則

平成11年4月1日

規則第5号

改正 平成16年3月31日

規則第4号

改正 平成18年3月24日

規則第2号

改正 平成21年3月26日

規則第3号

改正 平成22年3月29日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第12号）第5条第3項の職務の級の分類となるべき標準的な職務の内容を定めるものとする。

(職務の級別職務内容)

第2条 職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第２条関係）（平成１６規則４・平成１８規則２・平成２１規則３・平成２２規則４一部改正）
行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	定型的な業務を行う主事の職務
２級	１ 主任の職務 ２ 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
３級	１ 係長又は主査の職務 ２ 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
４級	１ 主幹の職務 ２ 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
５級	事務局次長、副参事の職務
６級	参事の職務
７級	事務局長又は理事の職務